

那賀川中学校

人権だより

No.10 2025年2月5日 那賀川中学校



阿南市人権教育協議会那賀川支部研究大会

今年度も開催されることとなりました。代表生徒による人権作文、人権ポスター、人権啓発標語の発表、さらに人権劇などを通して、さまざまな人権課題について学習を深めることが目的です。那賀川中学校からも代表生徒が参加予定です。誰でも参加することが可能ですので、一緒に参加してみませんか？

- 日 時 2月15日(土) 13:30~15:30
- 場 所 那賀川社会福祉会館3階大ホール
- プログラム 第1部 人権劇「ながいけの金の斧 銀の斧」梅星座
第2部 人権啓発標語・人権ポスター・人権作文の発表

子どもの権利条約とは？

子どもの権利条約は、1993年に国連総会で採択されました。この条約を守ることを約束している国・地域は現在196です。数ある人権条約の中でも、最も多く世界で受け入れられている条約です。日本では1994年に批准されました。

子どもの権利条約 4つの柱

1. 生きる権利

- ・ 住む場所や食べ物があること
- ・ 病気やけがのときには治療を受けられること
- ・ みんなから大切にされ、のびのびと暮らせること

1 生きる権利



3 守られる権利

2 育つ権利



4 参加する権利

2. 育つ権利

- ・ 教育を受け、休んだり遊んだりできること
- ・ もって生まれた能力を伸ばしながら成長できること

3. 守られる権利

- ・ 暴力や虐待から守られること
- ・ いじめや差別から守られること
- ・ ありのままの自分が大切にされること



©日本ユニセフ協会 イラスト：Hiromi Ushijima

4. 参加する権利

- ・ 自分の意見や考えを、自由に伝えたり表現したりできること
- ・ 自由に仲間をつくり、活動できること
- ・ 必要な情報にアクセスできること

令和6年3月、本県においても「こどもの権利の尊重」を基本理念とする「徳島県子ども未来応援条例」が制定されました。県のHPに「こどもの権利」や「徳島県子ども未来応援条例」について知っていただけるハンドブックが掲載されていますので、ぜひご覧ください。

